

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和1年12月18日
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-5405-0784
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、信託を終了(繰上償還)することとなったことに伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所および訂正事項】

第一部【証券情報】

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(7) 申込期間

2019年9月21日から2020年9月18日までです。

(申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

繰上償還することとなった場合、申込期間は2019年12月18日までとします。

<繰上償還について>

当ファンドは、2019年12月20日をもって信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)する予定です。

この繰上償還は、2019年9月25日現在の受益者による書面決議によるものとします。

2019年10月24日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2019年12月20日をもって繰上償還を行います。

なお、2019年9月21日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はございません。

当ファンドの購入申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

(8) 申込取扱場所

(以下略)

<訂正後>

(7) 申込期間

2019年9月21日から2019年12月18日までです。

当ファンドは、2019年12月20日をもって信託を終了(繰上償還)いたします。

(8) 申込取扱場所

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(2) ファンドの沿革

2011年6月29日 信託契約締結

2011年6月29日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

< 訂正後 >

(2) ファンドの沿革

2011年6月29日 信託契約締結

2011年6月29日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

2019年12月20日 当ファンドの信託の終了（予定）

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)信託期間

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(2011年6月29日)から、2021年6月21日まで(約10年)とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

繰上償還することとなった場合、信託期間は2019年12月20日までとします。

<繰上償還について>

当ファンドは、2019年12月20日をもって信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)する予定です。

この繰上償還は、2019年9月25日現在の受益者による書面決議によるものとします。

2019年10月24日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2019年12月20日をもって繰上償還を行います。

なお、2019年9月21日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はございません。

当ファンドの購入申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

(4)計算期間

(以下略)

<訂正後>

(3)信託期間

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(2011年6月29日)から、2019年12月20日までとします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

当ファンドの信託期間は2021年6月21日まででしたが、信託を終了(繰上償還)することとなったため、信託期間は2019年12月20日までとなりました。

(4)計算期間

(以下略)

以上